② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成11年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25万㎥以上ある道路土工工事

ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵ 総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合
技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合
１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）施工計画

・土工工事・橋梁下部工工事に関する取組み
① 高盛土部の品質管理
② 舗装工事への引渡し時期を考慮した切盛土工の工程管理
③ 楊梅山高架橋Ａ１橋台基礎工の品質管理

・工事中安全対策全般に関する取組み
① 切盛土工に関する具体的方策
② 場内土運搬作業に関する具体的方策
③ 成合第一高架橋下部工に関する具体的方策

・コンクリート構造物の品質確保に向けた取組み
① 生コンクリートに対する具体的方策
② 型枠・鉄筋・支保工に対する具体的方策
③ 打設・養生作業に対する具体的方策

ロ）工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶ 上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷ 上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４ 入札手続等

⑴ 担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241

⑵ 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

① 交付期間　平成26年11月26日（水）から平成27年１月７日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成26年12月29日から平成27年１月３日）（以下「休日」という。）を除く）。

② 交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「141000057」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶ 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成26年11月27日（木）から平成27年１月７日（水）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

② 提出場所　上記４⑴に同じ。

③ 提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者に紙入札の届出を行った場合は、紙により持参、郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※１）すること。

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。